

## 8 その他について

リーガルサービスセンターを新たに創設し、国民の需要に応じた事業を実施するためには、相応の財政的措置が必要となります。

また、平成13年6月12日に発表された司法制度改革審議会意見書では、「欧米諸国と比べれば、民事法律扶助事業の対象事件の範囲、対象者の範囲等は限定的であり、予算規模も小さく、憲法第32条の『裁判を受ける権利』の実質的保障という観点からは、なお不十分と考えられる。」と指摘したうえで、「今般の司法制度改革を実現するためには、財政面での十分な手当てが不可欠であることは論を待たない。…当審議会としては、司法関連予算の拡充については、それを求める世論が既に国民的に大きな高まりを持つに至っていることを確信しており、政府に対して、司法制度改革に関する施策を実施するために必要な財政上の措置について、特段の配慮をなされるよう求める。」と要望しています。

司法制度の充実強化は、国民の司法アクセスの大幅な改善を前提とするものであり、財政的制約を理由として制度が矮小化されてはならず、正しい制度設計をすることに躊躇があってはならないと考えます。

法律や司法のことは、中学や高校の授業の中であまり取り上げられていないように思います。生活していく上で、法律や裁判は重要なものだと思います。法律や司法に関する授業時間をもっと多くすべきだと考えます。

中学、高校の課外授業として、裁判官・検事・弁護士が法律や司法について授業する時間を設けてはどうだろうか。

トラブルに巻き込まれた場合、どのようなところに相談に行き、どのような解決方法があるのかを少なくとも、教育内容に盛り込むべきである。これまでの学校教育を見てみると、訪問販売等のクーリングオフについては、家庭科の授業において触れられているが、多額の負債を負った場合、どのような解決方法があるのか

については触れられていないように思われる。現在日本では、150万人の多重債務者が存在すると言われている。多重債務者が、適切な解決方法を知らなければ、いわゆる「ヤミ金」といった、犯罪金融に手を染めたり、最悪の場合には自殺を選ぶことになり、事態は深刻化するばかりである。一家の大黒柱が、自殺をしてしまうことによって、残された家族が路頭に迷ってしまうなど、多重債務者本人だけでなく、その家族にまで多大な影響を及ぼすといった二次的な影響も深刻である。また、行き場を失った多重債務者が、窃盗、強盗等の犯罪に手を染めてしまい、一般市民がその被害者となってしまいう事態になるということも、強く認識すべきである。つまり、多重債務者の解決を図るということは、その本人の問題だけでなく、その家族延いては社会全体の安定を図るということに他ならない。また、破産をすると選挙権がなくなるとか、会社を解雇されてしまうことになるなど、未だに誤った認識を持つ者が多い事も、多重債務者問題を深刻化させている一要因である。正しい知識、正しい解決方法を教育していくことが必要である。

法律などに知識のない素朴な国民が抱く疑問などをもっとニュースなどでも取り上げて欲しいし、自分が法律上のトラブルに巻き込まれた時にどうすればよいのかを教えてほしい。

法律問題を扱ったテレビ番組がはやっていますが、取り上げられるのは、男女問題とか隣人関係などに偏っているように思います。多重債務の問題やサラ金問題、さらにはPL問題などは、話題が深刻だったり、暗いためか、あるいは、スポンサーの問題があつてか、あまり取り上げられていないように思います。しかし、現実の生活の中では、これらの問題も男女問題や隣人関係に劣らず重要です。そういう問題についての解決策についてトラブルが発生する前に教育する仕組みが必要だと思います。

「司法ネット」整備については、賛成であり、期待する。しかし、もっと大事なことは法律上のトラブルが起こらないようにす

ることである。社会はみんなで暮らして行くところである。みんなが気持ちよく暮らせるようにお互い社会常識を守り、ルールを守らなければならない。

これからは裁判の果たす役割が重要になるというのはそのとおりだと思ふし、裁判をしやすくするための司法ネット整備というのも時代の要請なのかもしれない。しかし、裁判沙汰にならずに、話し合いで解決するとか、法律家ではない町や村の賢者によって解決してもらえような社会では、日本もなくなってきたのかと思うと、なんだか寂しい気がする。

司法ネット構想は、司法をより利用しやすくするために、という考えらしいが、何でも裁判にするアメリカのような社会になっではいけない。むしろ司法ネットの存在により、裁判にならずに済む事件が増えるようにならなければいけないと思う。

日本全体で、弁護士の絶対数が少なすぎる。特に金にならない庶民の小さな相談には、忙しいとの理由で面談にも応じてくれない例が多い。身の回りの紛争を法的に解決しようとの社会的機運が高まっている中で欧米並みに国民一人当たりの弁護士数を確保することが必要だと思う。

その他について

## 1 人材確保

新たな制度を発足させるにあたり、組織の体制を作っておくことと並んで人材を確保しておくことが必要である。構想が予定する質量ともに大きな法的サービスを国民に提供するためには多数の弁護士の積極的な参加が不可欠であることから、ジュディケア制の利点を十分に生かして一人でも多くの弁護士が参加できるような工夫が必要である。また、これと併せて、公的弁護制度の対応態勢に最低限必要な常勤型スタッフ弁護士の確保は直ちに行なわなければならない。そのためには運営主体の準備組織を早急に立ち上げ、日弁連・弁護士会と連携した人材の確保に早期に着手する必要がある。

## 2 人材養成

また、弁護士過疎地域に赴任する弁護士について、特に新規登録弁護士の場合については、「研修」などの養成が重要である。この点についても、「ひまわり基金」公設事務所に弁護士を派遣する役割を負っている「協力事務所」との連携などを含め、日弁連・弁護士会との協議が重要である。

国民が法律相談を身近にできるようにするために、新たに組織を作ることが新聞に書かれていましたが、本当に身近な存在にするためには、宣伝がもっと必要なのではないでしょうか。せっかく良いものを作っても、それが知られていなければ意味がないのではないかと思います。組織ができるときには、テレビのコマーシャルなどをやれば知名度もあがるのではないのでしょうか。

冤罪を防ぐため刑事弁護マニュアル本を作って基礎的・基本的研修を公的弁護をする人にさせて、税の無駄をなくすこと。弁護士報酬は、IT及び文書で弁護士会ごとに会員全員の料金表を情報公開して安い弁護士は誰か分かるようにすべき。国民が安心して弁護士を頼めるように。

### 司法保険について

国選弁護人の費用は、どこから調達されているのでしょうか。法務省から予算が出ているのですか。いつも疑問に思います。医療保険があるように、国民から司法保険を徴収してはいかがでしょうか。国税として、1人年間で500円くらい課税させる。いつどこで自分が加害者・被害者になるかわからない世相です。相談するにも、多額のお金が必要です。少なく済むのであれば、それに越したことはありません。弁護士費用だけでなく、司法書士、行政書士、社会保険労務士、弁理士、建築相談など法律に関わる多種多様な分野にまで充当する。裁判費用も支援する。管轄は法務省。その集めた資金で、各自治体にその予算を委託し、さらに各種の法人団体に配分する。国民健康保険でさえ滞納者がいるのに、司法保険でも多分払いたくない人は当然いるでしょう。

判例や裁判記録などが、インターネットでいつでも見る事が出来れば、全国のそれに関わる方々の助けになるのではないか。むしろ、プライバシー保護を前提として。又、素人が自分の力で訴訟できないかといつも考えている。

日本人の頭の中は硬く、一度作った法律は変えようとしめない傾向があり、実状とかけ離れる事が多いので、実状を鑑み、前例にこだわる事無く運用して欲しい。

まずは法律の条文を（法律・命令・条約・条例・規則といったすべて の成文法）をインターネットで自在に検索できるようにしていただきたい。細かい規則を誰もが簡単に調べられるようにすることがまず第一歩だと考えられます。

民事に関する事件は多種多様のため、専門知識を持った人員を専門委員等として導入し、インターネット上に法律相談ページなどを作り、手続の仕方等を説明することにしてはどうか。若くて専門的知識のある人員を選任し、女性人員も多く導入してはどうか。

私は34歳になりますが、私の年は悪さの上限も万引き、シンナーや親の財布より小銭をごまかしてくるという程度でした。しかし、今の時代は、強盗、殺人など計画しての犯罪が多く、小学校高学年、中学高校、専門校でも法律の最低限度の教育が必要であると思う。

テレビ電話を使って相談するというシステムを考えてはどうか。その場合、例えば、「今日友達とけんかしたからどうすればいいか」など身の上相談みたいな形でテレビ電話を利用すると効率が悪いので、専門家に相談する前に、例えば法科大学に通っている学生が電話でその相談の内容を聞き取り判断してから、テレビ電話で相談する内容と判断すれば、効率よく相談でき、また、法科大学生の質も高めます。法科大学生の場合は電話相談で対応するのは、まだ、弁護士ではないので、相談者のプライバシーの侵害のおそれがあるのではないかという観点からです。

現在の学校教育では司法の仕組みだけを教えて、トラブルに巻き込まれたときの対処法はほとんど教えていない。司法の仕組みよりも、トラブルに巻き込まれたときの対処法を重視すべきである。

司法救済に関する窓口が整備されることには賛成である。しかし、そもそも、裁判によって解決しなければならないようなトラブル事態が少ないにこしたことはない。その意味で、学生や成人に対する法教育が重要であると思う。

まず、高校生くらいの学習時間の中に、具体的な、調停の申立ての仕方とか、裁判の申立ての仕方などの学習を始める。一部、学校に裁判官が出向いて、講義をしているようなニュースをテレビでつい最近見たような気がします。積極的に進めてみたらどうかと思います。

医師会など他分野のプロを司法ネットに協力させるよう立法化すべき。

今回の司法ネット構想、裁判員制度の改革案は、正に司法制度改革の入り口的案に過ぎないと思われる。法曹関係者は、入り口論に入る前に現行の刑法、民法等の法理論に対する核心的改革に着手すべきと思う。

私自身、初めて民事裁判を体験しましたが、担当の裁判官や書記官は、相手方の弁護士の肩をもってばかりいました。また、その弁護士はうその報告や証拠の変造、偽造を行い裁判所に提出しました。裁判とは一体何なののでしょうか。

私はこれまで警察や裁判所にフランス語の通訳人として12回ほど出向きました。最初に強調すべき点は、法廷通訳は非常に難しく、かつ、高い人格識見が求められることです。例えば、朝9時から開廷の10時少し前までフランス人証人と弁護士との面談の通訳、続けて、12時30分までの法廷通訳はフランス語の法律用語を被告人と証人に明確に分かるように通訳することは、その責任感と緊張感で大変疲れ果てるものでした。フランス語の能

力とともに特殊な専門用語である判事、検事、弁護人の発言を的確かつ厳密に通訳するにはかなりの年月と血のにじむような努力が必要です。私は大学の法科でフランス刑事法を学んだものですが、法律文（起訴状等）の日本語としての悪文をいかに被告人にわかるように通訳するかで苦労します。反対に被告人や証人の話すフランス語は通訳するのにそれほど苦労しません。また、私が怪訝に思ったことは、中国語、ハングル語、タガログ語、タイ語等の通訳人の大半が日本人ではない点です。外国人の被告のうち中国人が最近急増している中、わが国の司法権の尊厳からして由々しき問題です。私の知見ではアメリカ、フランス、ドイツ、オーストラリア、イギリスは国が司法通訳人の資格試験を実施し、厳しい研修を義務付けています。今後日本は、ますます外国人の居住者が増し、いわゆる多文化共生社会を迎えます。外国人被告や被疑者の公正な裁判を保障するのは「国際人権規約等14条」の遵守を内外に示すことは日本国憲法の精神にかなうと思います。ちなみに某外国語大学前期博士課程で「司法通訳」のコースが昨年4月に開かれ、他大学からも多く受験したようです。判、検事、弁護士が講師として協力されています。院生達も熱心に研究しています。日本は経済的には世界2位の大国です。国際協調主義は憲法に明示されています。欧米諸国は日本の司法について大きな関心を持っています。公判廷に被告人の属する国の在日領事館の人も傍聴に来ています。日本も人権先進国と外国から評価されることを切望します。その改革プログラムの中に国による司法通訳人制度も俎上にのせてくださるよう要望します。

その他について

箱物の充実より 中身の充実

上述のように今回の司法ネット構想はネットを構想することで、私たちのアクセスをより便利にしようとするものです。その意味するところは、国民が法へのアクセスを通して、自らの人権を行使、自ら主体的に人生を歩むためのネットに他なりません。

しかし、いくらネットや構想などの箱物を整えても、中身が充実していなければ全く使えないものになってしまいます。

中身の無い箱物をつくるためだけに国民の多大な税金を利用することは、ネットのマネージャーである国民をあまりに視界から遠ざけている制度になってしまうことは間違いありません。

まず中身、つまりそのネットを支える人を育てることから手がけて欲しいと考えます。このネットを支える人は従来のように弁護士や法曹関係者のみならず国民が主体となって関わるべきです。

法とはいったい何のため、誰のためにあるのか

そもそも司法ネットで求められている「法」とは誰のためにあるのかということをもう一度考えるべきです。

法は決して国家権力を行使するために存在するのではなく、利用者・国民のためにあるということを常に念頭に考えるべきです。

国民が司法から遠のいた原因の1つがこの国家体制による使い勝手の悪さが原因の一つと言わざるを得ません。

「はじめに法ありき」ではなく国民が法にアクセスするまでのプロセス全般をネットにすることに意味があると考えます。その中には国民同士の、ひいては国民と機関の「対話」や、法曹関係者や行政による相談以外の相談のプロセスもネット構想にふくめるべきではないかと考えます

司法ネットと司法書士について

司法ネットが国民の司法へのアクセスを容易にし、自己責任、事後救済型の基本的インフラとして機能するためには、地域に根ざした制度として広く利用されるものとならなければならない。全国をくまなく網羅する司法ネットを制度構築するうえで、地域でのリーガルサービスの担い手として、その役割を果たしている司法書士や司法書士会は、本構想において重要な役割を担えるものである。



司法ネット構想では、法律扶助、公的弁護制度、司法アクセスポイント、司法過疎対策、犯罪被害者支援の5つを柱としているが、ほかにADRについてもその協働は可能である。ただし、現在、民間団体の多くがADR機関の立ち上げを準備しており、本構想の予算規模にも関わるが、積極的な取り組みはなされていない。しかし、司法過疎地域において民間ADRがない場合、或いは対応しきれない場合などは、本運営主体が対応する必要があり、その際、司法書士ADRセンター（仮称）において、引き継ぎ、受け入れ態勢を整備し、運営主体が主宰するADRへ人材派遣等の対応が可能である。

法律扶助事業の拡充は、本構想における最重要課題であり、司法書士の役割が最も期待される場所である。特に法律相談援助は運営主体でそのまま継続されることが予想され、アクセスポイントでの振り分けについても司法書士の関わりを積極的に行う必要がある。また、これまでの書類作成援助に加えて代理援助の担当者として、より国民に利用しやすい扶助事業を支えていく努力を当連合会は進めていく所存である。

過疎地域におけるアクセスポイント設置は、予算の都合上さしあたり地方裁判所管轄での弁護士ゼロワン地域に設置される予定であるが、当該地域における簡裁代理権を有する司法書士はとりわけ重要な役割を有している。そもそもアクセスポイントは司法への窓口（道案内）であり、各司法書士会への振り分けは運営主体にとっても重要な問題で、受け入れる側の司法書士会にとっても、窓口機能の整備はもとより、運営主体との相互連携を密接に図る必要がある。

今般の司法書士法改正により、簡裁代理権はもとより法律相談権の付与を受け、司法ネットの担い手として、また人材の供給源として、司法書士は本構想における役割を十分担えるものと考えられる。司法ネットが真に国民の司法へのアクセスの拡充に役立つものとなるよう、当連合会、各司法書士会、そして司法書士ひとり

ひとりが積極的な対応ができるものと認識している。

弁護士の質について疑問を感じている一市民ですが、どうか法律の専門分野ごとに詳しい方々をお願いします。弁護士事務所で弁護士が依頼した事件を途中から態度が変わり先方に有利に進め、大変精神的に苦痛を味わった市民として質の問題に強い関心があります。

それで、懲戒申立てのあった弁護士等は司法ネットの人員には選任しないで下さい。紹介等も責任の持てる弁護士にして欲しく思います。人生を左右するお仕事なので、しっかり人物を配慮して下さい。市民は悪質な弁護士に当たった時、なすすべがなく泣き寝入りしている人々が多数おります。

司法ネットにも民間のオンブズマンのような制度が必要で市民が不利益を被らないように是非ともお願いしたく思っています。裁判員制度についてはPRが大きく良く分かりましたが、司法ネットの方は少々PRが不足しているようです。多くの市民が見守っていますので、よりよき司法改革が行われますよう願ってやみません。